

福祉医療費受給者証更新のお知らせ

8月1日(火)は福祉医療費受給者証(マル福)の更新日となっています。対象者には7月中に更新後の受給者証を送付しますので、**更新日以降は必ず送付された受給者証を受診する医療機関の窓口**に提示してください。なお、所得審査により非該当となる方にはその旨を通知します。

■福祉医療費受給者証更新対象者

対象区分	対象者
乳幼児 および 小中学生	15歳以下の児童(中学校3年生以下) ※父母の住民税所得割課税状況により、受給者証が右表のとおり変更となる場合があります。
高校生等	満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から満18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間にある児童
ひとり親家庭の児童	18歳以下の母子、父子家庭および両親のいない児童等(高校3年生以下)
高齢身体障がい者	身体障害者手帳4級から6級の所持者(65歳以上)
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1級から3級または療育手帳A所持者

■乳幼児および小中学生、高校生等の区分

年齢区分	父母の住民税所得割	受給者証の色	医療機関での自己負担
乳幼児	非課税	白	なし
	課税	白または橙	なし
		黄または橙	なし
小学生	非課税	白	なし
	課税	黄または橙	なし
中学生	非課税	白	なし
	課税	黄または橙	なし
高校生等		橙	なし

※受給者証の色が変更になった方は、受給者証の番号も変更になる場合があります。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

民生児童委員が代わりました

土崎北部地区の民生児童委員が代わりました。民生児童委員は「地域の最も身近な相談役」として、生活上の悩みや心配事の相談に応じています。相談の内容や個人の秘密は守られますので、お気軽に声をお掛けください。

担当区域	氏名	電話番号
土崎北部	熊谷 求	0187(85)3524



7月は「再犯防止啓発月間」です

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が公布・施行されました。同法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められています。犯罪をした人の社会復帰には、日ごろからの地域での見守

りや声掛けといったサポートが大切です。立ち直ろうとしている人を地域全体で支える取り組みにご協力ください。
※法務省ホームページ等でも再犯防止に関するページを設けていますので、ぜひご覧ください。

秋田県福祉相談センター主催

身体障がい(肢体)巡回相談を開催します

肢体に障がいのある方を対象とした巡回相談を開催します。身体障害者手帳や補装具の交付・修理などについて、医師や専門業者が直接相談に応じます。相談料や診察料はかかりませんので、お気軽にご来場ください。

対象者◆障害区分が「肢体」の方

日時◆7月14日(金) 午前10時～正午

受付時間◆午前9時30分～午前11時30分

会場◆大曲中央公民館(大仙市大曲日の出町)

※次の症状がある場合は来場の自粛をお願いします。なお、体調に不安のある方は後日、個別に相談させていただきます。

- ①高熱(普段より熱が高めと思われる方) ②風邪症状
- ③強いだるさ(倦怠感) ④息苦しさ(呼吸困難)

※来場にあたってはマスクの着用にご協力をお願いします。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

ひきこもりで悩んでいませんか

「6か月以上、社会から孤立している状態」をひきこもり状態としています。仕事や学校に行っていない、家族以外の人との交流がない、自宅から出ない、自分の興味のある場所に行くが人との会話は避けるなど、社会的なかわりが長期にわたって失われている状態です。

■どうして「ひきこもり」になるの？

ひきこもりの原因はさまざまで、本人の悩みが原因の方もいれば、精神疾患や発達障がいの原因と考えられる方もいます。

家族の方の中には、ひきこもりの原因が自分のかかわり方にあったのではないかと悩んでいる方もいますが、「育て方」や「しつけ」にのみ原因があるわけではありません。

■ひきこもりの方の多くは、心に葛藤を抱えています

ひきこもりの方は、何らかの理由で元気や自信がなくなり、表面上は怠けや甘えに見えても、心に深い葛藤を抱えています。「会社での人間関係などにストレスを感じ、家から出られなくなった」「学校になじめず、周りの人が信頼できなくなった」「不登校がきっかけで、家に閉じこもった状態が続いている」など、追い込まれた結果、ひきこもってしまった方も少なくありません。

■どこに相談したら？

ひきこもっている方自身が相談することは難しい場合があります。家族の方が相談することも可能です。まずは右記へご相談ください。なお、秘密は厳守されます。



【秋田県ひきこもり相談支援センター】

対象者 ◆18歳以上のひきこもり状態にある方やその家族

相談日 ◆月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後4時

問●秋田県ひきこもり相談支援センター

☎018(831)2525

■悩みを話してみませんか？

「何とかしたいと思うけれど、何から始めたらいいかわからない」などと思ったら、まずは悩みを話してみませんか。社会とのかかわりが少ない方、ひきこもりや不登校のお子さんがいる保護者の方、誰でも自由に來ることが出来る「居場所」があります。ここは人付き合いを苦手を感じる方が安心して出掛けられる場所です。ぜひ一度、この「居場所」に足を運んでみてください。

【若者の居場所 びおら六郷】

日時 ◆7月25日(火)

9月26日(火)

10月24日(火)

午後2時～午後4時

※変更になる場合もありますので、下記へお問い合わせください。

会場 ◆まめだ屋(六郷字馬町)

問●NPO法人まることびおら ☎0187(66)1106

NPO法人KOU(こう) ☎018(853)4367

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象に、親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容 ◆貝殻フォトフレームをつくろう

日時 ◆7月22日(土) 午前10時～午前11時30分

会場 ◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)

申込期限 ◆7月15日(土)

受付時間 ◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

申 NPO法人みさぼーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

美郷町高齢者福祉計画策定委員を募集します

町では、高齢者福祉事業を計画的に推進するため「美郷町高齢者福祉計画」第7期計画(令和6年度～令和8年度)を策定します。町の福祉行政に関心のある方からの建設的なご意見をいただきたく、次により策定委員を公募します。

応募資格 ◆美郷町に住所のある満18歳以上(令和5年4月1日時点)の方で、平日の会議(令和6年3月まで3回程度開催予定)に出席できる方

募集人数 ◆2名程度

応募期限 ◆7月14日(金)

応募方法 ◆下記へ電話で氏名、住所、生年月日、電話番号をお知らせください。

問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907